号チ中「及び平成二十四年地方税法等改正法」を「、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法」に、「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同号リ中「平成二十三年法律第三十号」の下に「、平成二十八年地方税法等改正法及び平成二十七年所得税法等改正法」を「、平成二十七年所得税法等改正法及び平成二十八年所得税法等改正法」に、「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第二号イ中「及び平成二十六年所得税法等改正法及び平成二十八年所得税法等改正法」に、「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同号ロ中「平成二十三年法律第三十号」の下に「、平成二十八年地方税法等改正法」を加え、「及び平成二十七年所得税法等改正法」を「、平成二十七年所得税法等改正法及び平成二十八年所得税法等改正法」に、「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第二号イ中「及び平成二十六年所得税法等改正法及び平成二十八年所得税法等改正法」に、「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同号ハからホまでの規定中「及び平成二十六年地方税法等改正法」を「、平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法」に、「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

附則第九条の二中「第二条第二項の」を「第二条第二項に規定する」に、「平成二十七年度分」を「平成二十八年度分」に、「できず又は」を「できず、又は」に改める。

附則第十一条の見出し中「平成二十七年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条中「平成二十七年度に」を「平成二十八年度に」に、「平成二十七年度震災復興特別交付税額」を「平成二十八年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十七年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十六年度震災復興特別交付税額」を「平成二十七年度震災復興特別交付税額」に、「から附則第四条第一項第八号に掲げる額を控除した額及び同項」を「及び附則第四条」に、「五千八百九十八億千八百五万六千円」を「三千四百七十七億七千四百九十万千円」に改める。

附則第十二条の見出しを「（平成二十八年度震災復興特別交付税額の一部の平成二十九年度における交付等）」に改め、同条第一項中「平成二十七年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十七年度震災復興特別交付税額」を「平成二十八年度震災復興特別交付税額」に、「、平成二十七年度内」を「平成二十八年度内」に改め、「交付しないで、」の下に「当該総務大臣が定める額以内の額（旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十八年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成二十七年度震災復興特別交付税額の一部のうち、平成二十八年度内に交付しない額を除く。）を」を加え、「平成二十八年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同条第二項中「平成二十七年度震災復興特別交付税額」を「平成二十八年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十八年度分」を「平成二十七年度分」に、「においては」を「には」に、「百分の九十五」を「百分の九十四」に、「百分の五」を「百分の六」に改める。

附則第十三条第一項中「平成二十七年度及び平成二十八年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年度」に改め、「平成二十三年度総額特例法第一条に規定する」を削り、同条第二項中「東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）第一条」を「附則第四条」に、「、平成二十七年度」を「、平成二十八年度」に、「平成二十七年度震災復興特別交付税額」を「平成二十八年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十四条の見出し中「平成二十七年度及び平成二十八年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年度」に改め、同条中「平成二十七年度及び平成二十八年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年度」に、「、平成二十七年度」を「、平成二十八年度」に、「平成二十七年度震災復興特別交付税額」を「平成二十八年度震災復興特別交付税額」に、「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十四号）」に、「平成二十六年度震災復興特別交付税額」を「平成二十七年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十六年度において」を「平成二十七年度において」に、「、平成二十七年度において」を「平成二十八年度において」に改める。

附則に次の一条を加える。

（震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還）

**第十五条**　平成二十八年度及び平成二十九年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年度以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2　前項の場合において、総務大臣は、超過交付額が総務省令で定める時期に交付すべき震災復興特別交付税の額を超える地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超える額を限度として、総務大臣が定める額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

3　平成三十年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

4　前二項の場合においては、第十九条第三項、第六項前段、第七項及び第八項並びに第二十条の規定を準用する。

5　第二項及び第三項の場合における第四条及び第二十三条の規定の適用については、第四条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」と、同条第五号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項」と、同条第六号中「第二十条」とあるのは「第二十条（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」と、第二十三条第六号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項」と、同条第七号中「の規定により同条第二項」とあるのは「（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定により第二十条第二項（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」とする。

別表第一（第十二条第四項関係）

| 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 単位費用 |
|---|---|---|---|
| 道府県 | 一　警察費 | 警察職員数 | 一人につき　八、四〇三、〇〇〇円 |
| | 二　土木費 | | |
| | 1　道路橋りょう費 | 道路の面積 | 千平方メートルにつき　一四六、〇〇〇 |
| | | 道路の延長 | 一キロメートルにつき　一、九七二、〇〇〇 |
| | 2　河川費 | 河川の延長 | 一キロメートルにつき　一七五、〇〇〇 |
| | 3　港湾費 | 港湾における係留施設の延長 | 一メートルにつき　二八、一〇〇 |
| | | 港湾における外郭施設の延長 | 一メートルにつき　六、三〇〇 |
| | | 漁港における係留施設の延長 | 一メートルにつき　一〇、七〇〇 |
| | | 漁港における外郭施設の延長 | 一メートルにつき　六、〇四〇 |
| | 4　その他の土木費 | 人口 | 一人につき　一、四二〇 |